

第七編 社會保險

第一 社會保險

概説

悲惨なる勞働者の状態を緩和する一手段として社會保險若くは勞働保險の必要なるは今更論する迄もない。勞働保險に關する今年中の主たる出来事は、昨年及び今年の議會に疾病保險法案を提出した——兩度も審議未了に終つたが——憲政會が八月、失業保險の調査概要を公にした事、年末に至り農商務省に勞働保險調査會の設置を見先づ健康保險案要綱が諮問せられ、勞働保險の實行に一步を進めた事等であらう。簡易保險は今年も契的高に於て著しき好況を示したが、解約失效件數の多き點、積立金運用の點等より觀て、當初の目的たる細民救済のため如何程の効績を擧げつゝあるやは疑問である。

1 憲政會の失業保險案

憲政會では江木翼氏の主唱により大正七

年以來失業に關する調査をなしつゝあつたが今年八月下旬先づ左の如き失業保險調査概要を公にした。

失業保險概目

第一 保險の種類 英國が強制主義の保險を實行するに至りたるは勞働組合に於て數十餘年に亘りて實行し組合經費の三分の一を失業保險金に支拂ふ迄に十分なる成功を收めたるの好成績を見たるに因る初より強制主義の保險制を樹つる事は到底不可能なるは論を須ひず即ち原則としては便宜加入主義に依り一定數の加入者を得たる上は他の少數の不参加者に加入せしむるの義務を負はしむるを適當とすべきが如し

第二 保險すべき職業の種類 英國の國營保險に於ては建築、造船、機械等七種の職工に限落つる危険を多數人の間に分配し依て其の負擔を容易ならしめむとするものにして全然組織なき不秩序なる職業に迄及ぼすことは到底不能なりと謂ふべし、殊に我が國最初の試みとして施行せむとするに際しては工業の基礎確立し職工の組織秩序立ちたる職業のみに限るを適當とすべし、例へば造船、機械、製鐵の如きはなり

には組合の區域を地方的に限界するの必要ありと認む。例へば造船職を保險職業とし組合に於て保險を爲す場合に於て東京、横濱、浦賀、大阪、神戸、長崎（各其の附近地居住の職工を包含す）を區域を定むるが如し

第四 保險資格の限定 經營の精確を期し目的に恰當せしめんが爲には被保險資格を相當限定するを要すべし。例へば左に掲ぐる者の如きは資格なき者と爲すを可とすべし
（イ）年齢十六歳以下の者及見習職工
（ロ）年齢六十歳以上の者
（ハ）相當に高給を受くる工場工長
既に職工の失業を保險の對象とする以上は書記及技手の如きは包含せられざるものとす

第五 保險機關 失業保險の機關は保險其のものが各國特異の發達を遂げたる結果其の軌を一にせず（イ）國家機關にて公營するあり（ロ）地方公共團體に於て爲すあり（ハ）勞働組合に於て之を兼營するあり（ニ）失業保險の目的の爲のみ組合又は金庫の制を設くるあり。之を國營と爲し殊に強制々度と爲すが如きは目的の達成する爲には頗る徹底的なりと雖も諸般の條件を具備するに非ざれば俄に行ひ難きものあるべし。地方團體に於て施行したるものも成績は歐洲の事例に於ては其の成功せるものを求め難きが如し。勞働組合に於て他の互助事業と兼營を爲すものは其の成績頗る顯著なるものあり、就中國營前の英國の如き其の著しきものなり。保險組合又は保險金庫なる別個の法人を設け之を營ま

しむるは頗る廣く行はるゝ所にして其の成績亦頗る顯著なり。我が國に於ては労働組合の人格未だ認められず従て保険事業の業主たることを得ず假令既設の組合を法人と爲し失業保険の爲に特別會計を設けしめ之を經營せしむるも現時諸般の情況より推して其の適當なる所以を認め難きが如し、依て我が國に於ては各地方を區劃し之に保險組合を設けしむるの制を採ること適當なるべし保險組合は固より一種の公共的組合とし市町村と協同して此の公益事業を行ふものとす、小地域を區劃せざる公共組合とせらば組合相互の間に監視を爲すに便ならしめ且市町村との協同に依りて一層其の目的を遂行せしむるに便ならしめむことを期するに依る。

第六 保險料 保險料の負擔は(一)職工(二)傭主(三)國家の三者に分任せしむるを適當とすべし。而して(イ)保險料の額又は率及(ロ)前記三者間の負擔割合を定むるは全然數字を基礎とすべきものにして我が國に於て絶対に據るべきものなし。即ち保險料を定むるには保險給付及事務費の額を豫定するを必要とす。而して保險給付の總額を豫定するには職工一年間の労働日數、職工例へば千人に付失業者の數、各失業職工の失業日數、職工平均賃銀等の長年に亘る平均數字を基礎とすることを要す、此等の數字を基礎として「アクチュアリー」が各人の保險料及保險給付等を審定するに於て始めて事業の確實を期し得べきなり然るに我が國には全然據るべきものなきのみならず職業紹介統計の如き參酌に加ふるときは却て危険なるものあるべし、依

て寧ろ外國の事例を參酌し我が國工業の進歩的狀態を考慮し最初の試みとして實行せんとせば架空の數字を擇ぶの外途なしと認む、最も整備せる制を有せる英國に於ては一週掛料金を原則とし左の如く法定せり

職工 二片二分の一

傭主 二片二分の一

國家 職工及傭主の合計額の三分の一即ち一片三分の二

週掛合計 六片三分の二

地方的保險組合に於て之を營むさせば職工の負擔能力を區分し料金の等級を定むるも必ずしも不可なかるべし、依て原則として各職工月掛金を概略左の如きものと爲すも亦一法ならん歟

一等級 賃銀月額六十圓以上 月掛四十錢

二等級 賃銀月額五十圓以上六十圓未満月掛三十錢

三等級 賃銀月額五十圓未満月掛二十二錢

固より十六歳未満の者及婦人工に就ては例外を設くるを要す

而して傭主及國家の負擔は二者共に姑らく職工と同額とす即ち前掲月掛額の三倍が保險金庫に入ることを爲す

第七 保險給付 保險給付は平均市場賃銀より遙かに少額と爲すを歐洲の事例とす、蓋し當然と謂ふべし、將又給付期間も相當限度を要するを必要とす依て大體左の原則を定むるを適當とすべきか

(イ)失業者の給料に依り區別を設けず組合に於て平均賃銀を定め其の三分の一を保險給付として支給すること

(ロ)就職したるときは直に給付を停止す而して給付期間は最長十二ヶ月を超えざること

(ハ)組合に於て設備を有するときは現金給付に替へ建物其の他の現品を貸與又は給付し又は家賃を支給し又は旅費を支給するを得ること(旅費を支給するは求職の爲最も必要なるに依る)

第八 給付發生事由及時期 保險給付發生の由は概ね左の如き事項にして給付を爲すは失業後相當期間經過後に開始するを要す先づ十五日後に開始するを適當とすべし

(イ)工業上の恐慌に因る失業

(ロ)工場に移轉に伴ふ失業

(ハ)機械の改善破損火災等に因る失業

(ニ)自己の意思に依りて職を去りたる者には給付せず

(ホ)労働爭議に加はり爲に失職したる者には給付せず

(ヘ)入獄したる者には給付せず

(ト)貧民救濟の救助を受くる者には給付せず

(チ)本人の技能に適當したる職業を紹介せられ之を拒否したる者には給付せず

(リ)過失其の他本人の責に歸すべき事由に依り失業したる者には給付せず

(ヌ)季節労働に従ふ者に在りて季節失業を爲したる者に給付せず

(ル)外國に在住する者には給付せず

第十 監督方法及機關 失業保險の成否は被保險者の詐偽受給に對する監督の粗密に基くもの最も大なり、詐偽防止の方法として左の諸

法を採るを可きすべし

(イ) 失業者をして日々保険組合に出頭せしむること

(ロ) 検査員を派出し住宅訪問その他調査を爲さしむること

(ハ) 組合員に懸賞して詐偽密告を奨励すること

(ニ) 監督に就き市町村役場及職業紹介所の補助を求むること

第十一 補助及拂戻 本邦の工業は常に駁駁乎として進み失業を出すの機歐洲の如く多からずと雖も假りに本案の如くして職工、傭主、國家の三者の掛金を以て組合の保険基金を作るとするも場合に依り失業の數特に多くして給付を爲すに不足を生ずるの虞なしと謂ふべからず。又全然保険數字を基礎とせざるを以て初めより足否を測るの度なし。依て其の不足を生ずる場合に於て國家は不足を補填するの義務を負ふに非ざれば組合は初めより成立し得ざるなり。之に反し數年を経験し大に餘剰を生ずるを見ることあるを期し難し、此の場合に於ては職工、傭主、國家に對し拂戻を爲すを相當とす。依て不足補填の爲にも補助並に餘剰ある場合の拂戻に付嚴密に規定するを適當とす但し餘剰ある場合の拂戻は傭主及國家に及ぼさず獨り職工にのみ及ぼすを或は政策上適當すべきか。英國々營保險に於ては五百週以上の掛金を爲し年齢六十歳以上に達したる職工に對し拂戻を爲すこととせり第十一 審判機關 保險に關し紛議の起りたる場合には簡易の機關に依り簡易の方法を以て

裁定するに最も必要なり而して該裁定の不服なる場合に限り裁判所に出訴せしむること爲すを要す

第十三 其の他事項 前諸項の外待期、再給付、掛金仕拂方法、仕拂時期等尙幾多の重要事項に關しては各相當の規定を爲すを要す

2 労働保險調査會の設置

農商務省では労働保險制度設置の急務なるを認め數年前から我が國工場労働者の災害並に疾病の狀況及び之が治療日數、労働者の労働可能年齢、其の他の調査に従事し昨年から更に労働者の生計狀態及び労働賃金に關する調査を遂げ是れ等の調査材料を基礎として労働保險に關する基礎案作成中であつたが既に其の作成も終了したので該基礎案を諮問し具體的立案をなさしむるため労働保險調査會なるものを設置する事となり十二月十日官制公布十二日委員長委員三十名臨時委員幹事各四名の任命を見た、同調査會は十二月十九日第一回總會を開きしを始めとし今年中に總會を開く事五回、農商務省提出の健康保險法案要綱を審議した。

3 健康保險法案

労働保險調査會第一回總會に對し農商務省から提出した健康保險法案要綱は左の如くである。

健康保險法案要綱

第一 保險事故

一、被保險者の業務上及業務外の疾病負傷及死亡並に分娩を健康の保險事故とする事

第二 被保險者

甲 強制加入者

二、工場法甲又は鑛業法の適用を受くる事業に使用せらるる者を健康保險の被保險義務者とする事

但し左の各號の一に該當する者を除く事

一、常備にあらざる者

二、一年の報酬千二百圓を超ゆる職員

乙 任意包括加入者

三、左の各號の一に該當する事業の事業主は主務大臣の認可を得て其の事業及び之に附屬する事業に使用する者にして前項但書各號に該當せざるもの、全部を包括して健康保險に加入せしむることを得る事 但し此の場合に於ては事業主は豫め被保險者と爲る可き者二分の一以上の同意を得る事を要すること

一、砂鑛業、石切業其の他の鑛物採取業にして鑛業法の適用を受けざるもの

二、物の製造 加工、選別、包裝、修理若くは解體を爲す事業又は電氣若くは動力の發生、變壓若くは傳導を爲す事業にして工場法の適用を受けざるもの

- 三、土木工事又は工作物の建設、保存、修理若しくは破壊の工事にして主務大臣の指定するもの
- 四、地方鐵道法又は軌道條例の適用を受くる事業
- 五、前號に掲ぐる以外の陸上に於て爲す貨物又は旅客の運送業にして主務大臣の指定するもの
- 六、貨物の積卸業
- 七、前各號に掲ぐるもの、外勅令を以て指定したる事業
- 四、作業の場所二以上ある事業に在りて包括任意加入に就ては主務大臣は便宜其の一又は二以上の場所に於ける作業を一事業と看做すことを得ること
- 丙 任意繼續加入者
- 五、被保險者たる資格を喪失したる者にして喪失前の一年に於て百八十日以上被保險者たりしもの又は喪失の際引續き六十日以上被保險者たりしものは任意に繼續し仍て百八十日間被保險者たることを得ること
- 丁 本法適用の除外
- 六、政府より給與金を受くる相互救済を目的とする組合の設けある政府の事業に使用せらるる者に關しては本法を適用せざること
- 戊 被保險者たる資格の發生及消滅
- 七、被保險者たる資格は左に掲ぐる日に發生するること
- 一、第二項に掲ぐる事業又は任意包括加入ありたる事業に従事したる日
- 二、第二項但書各號に該當せざるに至りたる日
- 三、本法施行後工場法の適用を受くるに至りたる事業に適用前より引續き使用せられたる者に在りては適用を受くるに至りたる日
- 四、任意包括加入ありたる事業に加入前より引續き使用せらるる者に在りては加入の認可ありたる日
- 五、任意繼續加入者に在りては加入の意思表示の保險者に到達したる日
- 八、其の事業に使用する者を包括して健康保險に加入せしめたる事業主は主務大臣の認可を得て其の使用する被保險者の全部を保險より脱退せしむることを得ること 但し此場合に於ては事業主は豫め被保險者四分の三以上の同意を得ること
- 九、脱退は其の認可ありたる日の翌日より其の効力を生ずること
- 九、任意繼續加入者は任意に保險より脱退する事を得ること 脱退は其の意思表示の保險者に到達したる日の翌日より其の効力を生ずること
- 十、被保險者は左に掲ぐる日より被保險者たる資格を喪失する事
- 一、死亡したる日
- 二、解雇せられたる日
- 三、第二項但書各號に該當するに至りたる日
- 四、其の使用せらるる事業が工場法の適用を受けざるに至りたる日
- 第三 保險者
- 甲 保險者の種類
- 十一、健康保險の保險者は之を政府及健康保險組合の二とすること
- 乙 健康保險組合
- 十二、當時百人以上の被保險者を使用する事業の事業主は主務大臣の認可を得て健康保險組合を設立する事を得る事
- 十三、二以上の事業を經營する事業主又は二以上の事業主は主務大臣の認可を得其の事業に使用する被保險者を併せて健康保險組合を設立する事を得ること 此の場合に於ては被保險者の員數は合算して百人以上あることを要すること
- 十四、事業上の性質上季節に依り著しく其の使用する被保險者の數員を異にする事業に在りては前二項の員數は一年に三箇月以上之を持續するを以て足ること
- 十五、主務大臣は當時五百人以上の被保險義務者を使用する事業の事業主に對し健康保險組合の設立を命ずることを得ること
- 十六、作業の場所二以上ある事業に在りては健康保險組合の設立に就ては主務大臣は便宜其の一又は二以上の場所に於ける作業を一事業と看做すことを得ること
- 十七、健康保險組合は法人とすること
- 十八、健康保險組合の設立者は規約を作り主務大臣の認可を受くることを要すること
- 十九、健康保險組合は規約の認可に依り成立す

ること

二十、健康保険組合成立したるときは主務大臣は組合設立の旨を告示すること

組合は其の告示ある迄其の成立を以て對抗することを得ること

二十一、健康保険組合成立したるときは事業主及び其の事業に使用せらるる被保険者は總て組合員たること

二十二、規約に定むることを要する事項は命令を以て之を定むること

二十三、規約の變更は主務大臣の認可を受くることを要し主務大臣必要と認むるときは規約の變更を命ずることを得ること

二十四、主務大臣は何時にても組合の事業に關する報告を徴し事業に付認可を受けしめ事業及財産の状況を検査し其の他監督上必要なる命令を發し又は處分することを得ること

二十五、健康保険組合の決算又は役員が行爲にして法令、主務大臣の命令若しくは規約に違反し又は組合員の利益を害し若しくは害するの虞ありと認むるときは主務大臣は左の處分を爲すことを得ること

一、決議の取消

二、役員の解職

三、組合の解散

二十六、前數項に掲ぐるもの、外健康保険組合の設立、告示、管理、分合、解散、清算其の他組合に關し必要な事項は勅令を以て之を定むること

二十七、健康保険組合の組合員たる被保険者は

之を其の組合の保険に付し健康保険組合の組合員に非ざる被保険者は之を政府の保険に附すること

第四 標準日給

二十八、保険給付及保険料算出の標準とする爲被保険者を其の報酬の額に依り等級に分ち各等級に標準日給を定むること

被保険者及標準日給に關する事項は勅令を以て之を定むる事

二十九、報酬の額は事業に使用せらるる者が勞務の對價として事業主より受くる賃金又は俸給及之に準ず可きものを總計して之を定むること

第五 保険給付

甲 疾病及負傷に關する給付

三十、被保険者疾病に罹り又は負傷したる時は疾病に罹り又は負傷したる日より療養の給付を爲すこと

三十一、療養上必要と認むる場合に於ては保險者は被保険者に看護人を附し又は被保険者を病院に收容することを得ること

三十二、療養の給付を爲すこと困難なる又は被保險者の申請ありたる場合に於ては保險者は命令の定むる所に依り金銭給付を以て療養の給付に代ふることを得ること

三十三、被保險者療養の爲勞務に服すること能はざるときは不能の第四日より傷病手當金を以て不能の期間一日に付標準日給の百分の六

十に相當する金額を支給すること

三十四、療養の給付及傷病手當金は同一の疾病又は負傷及之に因り發したる疾病に付百八十日を超えて之を支給せざること

業務上の事由に因らずして疾病に罹り又は負傷したる場合に支給すべき療養の給付又は傷病手當金は保險者の一事業年度内百八十日を超えて之を支給せざること

三十五、傷病手當金の支給を受くる期間は前項に拘らず療養の給付を受くることを得ること

乙 死亡に關する給付

三十六、病院に收容したる被保險者に對して支給すべき傷病手當金は命令の定むる所に依り之を減額することを得ること

丙 分娩に關する給付

三十七、被保險者死亡したるときは葬祭を行ふ遺族に葬祭料として二十圓を支給し葬祭を行ふ遺族なきときは葬祭を行ひたる者に二十圓以内に於て其の葬祭に要したる費用を支給すること

三十八、被保險者分娩したるときは分娩費として二十圓を分娩の前後勞務に服せざりし期間出産手當金として一日に付標準日給の百分の六十に相當する金額を支給すること

三十九、出産手當金の最長支給期間は勅令を以て之を定むること

四十、保險者は被保險者を産院に收容し又は助産の手當を爲すことを得ること、此の場合に於て被保險者に對して支給すべき分娩費及出

產手當金は命令の定むる所に依り之を減額するこゝを得ること

四十一、分娩に關する給付に就ては勅令を以て分娩前一定の期間被保險者たりし者に非ざれば之を支給せざることを定むるこゝを得ること

四十二、出產手當金と傷病手當金とは之を併給せざること

四十三、分娩前に其の所屬保險者を變更したる者に對し分娩に關して支給したる保險給付は勅令の定むる所に依り之に要したる費用を各保險者に負擔せしむること

丁 保險給付の支給方法

四十四、保險給付の支給方法に關する事項は命令を以て之を定むること

四十五、保險者必要ありと認むるときは保險給付を受くる者を檢診せしむるこゝを得ること

戊 給付請求權の繼續

四十六、保險より脱退し又は被保險者たる資格を喪失したる際疾病又は負傷に關し保險給付を受くる者は被保險者として給付を受くるこゝを得べき期間引續き同一保險者より其の給付を受くるこゝを得ること

四十七、被保險者たりし者保險より脱退し若くは被保險者たる資格を喪失せる後又は前項に依る給付を受けざるに至りたる後九十日以内に死亡したる時は葬祭を行ふ遺族又は葬祭を行ひたる者は最後の保險者より葬祭料又は葬祭に要したる費用の支給を受くる事を得ること

四十八、被保險者たりし者保險より脱退し又は被保險者たる資格を喪失したる後勅令を以て定むる期間内に分娩したる時は最後の保險者より分娩に關し被保險者として受くるこゝを得べき保險給付を受くるこゝを得ること

己 給付請求權の制限

四十九、任意繼續加入者に對しては繼續加入前に生じたる保險事故に付保險給付を爲さざること

五十、疾病、負傷又は分娩の場合に於て引續き報酬の全部又は一部を受くるこゝを得べき者に對しては命令の定むる所に依り之を受くるこゝを得べき期間傷病手當金又は出產手當金の全部又は一部を支給せざること

五十一、被保險者又は被保險者たりし者自己の犯罪行為、故意又は不行跡其の他重大なる過失に因り危險事故を生ぜしめたるときは保險給付を爲さざること 但し療養に關しては命令を以て別段の定を爲すこゝを得ること

五十二、監獄、拘留場若くは勞役場に拘留若くは留置せられ又は感化院に入院せしめられたる期間内に生じたる事故に就ては保險給付を爲さざること

五十三、保險給付を受く可き者左の各號の一に該當する場合に於ては其の期間保險給付を爲さざること

- 一、陸海軍に召集せられたる者
- 二、本法施行地域外に在る者
- 三、監獄、拘留場若くは勞役場に拘留若くは

留置せられ又は感化院に入院せしめられたる者

五十四、國又は公共團體の負擔に於て傳染病院、隔離病舎又は療養所に收容せられたる者に對しては療養の給付を爲さざること、此の場合に支給すべき傷病手當金は命令の定むる所に依り之を減額することを得ること

五十五、療養に關する指揮に従はざる者に對しては保險者は之に支給すべき傷病手當金を減額することを得ること

五十六、詐欺其の他不正の行為に因り保險給付を受け又は受けんとしたる者に對しては保險者は期間を定め保險給付の全部又は一部を支給せざることを得ること

五十七、正當の理由なくして檢診を拒みたる者に對しては保險者は保險給付の全部又は一部を支給せざることを得ること

庚 給付の擴張

五十八、健康保險組合は其の規約に依り保險給付の範圍を擴張し又は被保險者の家族の疾病、負傷、死亡又は分娩に關し保險給付の一部を支給することを得ること

辛 給付請求權の時効

五十九、保險給付を受くべき權利は一年を経過したるときは時効に因り消滅すること

壬 給付と損害賠償請求權との關係

六十、保險給付を受くる者保險事故に付第三者に對し損害賠償を請求することを得べき場合

に於ては保険者は之に支給したる保険給付の限度に於て請求権者に代位して損害賠償の請求を爲すことを得ること

第六 財源

甲 國庫の補助

六十一、國庫は健康保険事業に要する費用の一部を補助すること
六十二、補助として國庫の支出すべき金額は平均被保険者數に應じ一被保険者に付一年二圓の割合を以て之を定むること
平均被保険者數の定め方に關する事項は勅令を以て之を定むること

乙 保険料及其の負擔者

六十三、健康保険事業に要する費用に充つる爲保険料を徴收すること
六十四、保険料の定め方に關する事項は勅令を以て之を定む
六十五、保険料は原則として被保険者被保險者を使用する事業主各其の二分の一を負擔すること
六十六、保険料の負擔に付ては左の例外を設くること

(一)業務上の事由に因る疾病、負傷又は死亡の危険率高き事業に在りては命令の定むる所に依り事業主の負擔すべき保険料の割合を増加することを得ること
(二)少額の報酬を受くる被保険者に關しては勅令の定むる所に依り事業主の負擔すべき

保険料の割合を増す加ることを得ること

(三)被保険者の負擔すべき保険料の部分が一日に付標準日給の百分の三を越ゆるときは其の超過部分は事業主の負擔とすること

(四)任意繼續加入者は保険料の金額を負擔すること

六十七、健康保険組合は前二項に拘らず其の規約に依り保険料の負擔の割合を被保険者の利益に變更することを得ること

丙 保険料の免除

六十八、被保険者左の各號の一に該當する場合に於ては其の期間保険料を徴收せざること
(一)傷病手当金又は出産手当金の支給を受くること
(二)陸海軍に召集せられたるとき
(三)本法施行地域外に在るとき
(四)監獄、拘留場又は勞役場に拘留若し留置せられ又は感化院に入院せしめられたるとき

丁 保険料の徴收

六十九、保険料は任意繼續加入者に關するもの外事業主より之を徴收すること
任意繼續加入者に關する保険料は本人より之を徴收すること

七十、事業主は其の拂込むべき保険料中被保險者の負擔すべき部分を命令の定むる所に依り被保険者に支拂ふべき報酬より控除することを得ること

七十一、保険料の滞納者に對しては市町村又は之に準すべきものをして國稅滞納處分の例に

依り之を處分せしむること此の場合に於ては徴收金額の百分の三を市町村又は之に準すべきものに交付すること

七十二、前項の徴收金は市町村其の他之に準ずべきもの、徴收金に次ぎ他の公課及債權に先ちて之を徴收し其の追徴、還付及時効に關しては國稅の例に依ること

七十三、前數項に掲ぐるもの、外保険料の徴收及還付に關する事項は命令を以て之を定むること

第七 保險者の特別施設

七十四、保險者は被保險者の健康保持の爲必要なる施設を爲すことを得ること

七十五、左の各號の一に該當する場合に於ては保險者は所定の給付期間を越えて療養を要する者に對し引き続き療養の給付を爲すことを得ること
(一)他の法令の規定に依り事業主より扶助を受くることを得る者に付其の事業主より申請ありたるとき

(二)前項に掲ぐる以外の場合に於て療養に要する費用を償還す可きことを約して本人又は第三者より申請ありたるとき

七十六、第五十項に掲ぐる者疾病負傷又は分娩の場合に於て其の受くることを得べかりし報酬の全部又は一部を受くること能はざりし場合に於ては保險者は之に對し傷病手当金又は出産手当金を支給することを得ること此の場合に於て保險者の支出したる金額は保険料徴

收の手續きに準じ事業主より之を徴収すること
と

第八 健康保険に関する特典

七十七、健康保険に關しては印紙税を課せざる
こと

七十八、健康保険の事務に關する郵便物は無料
と爲すことを得ること

七十九、健康保険の被保険者、被保険者たりし
者又は保険者は被保険者又は被保険者たりし

者の戸籍事務を管掌する者又は其の代理者に
對し無償にて證明を求むることを得ること

八十、保険給付に關しては左の保護を加ふるこ
と

(一) 保険給付を受くべき権利の讓渡又は差押
を禁ずること

(二) 保険給付として支給を受けたる金品を標
準として租税又は其の他の公課を課せざる
こと

第九 能力に關する規定

八十一、被保険者たる又は被保険者たらんとす
る無能力者は健康保険に關し保険者又は事業
主との間に於て爲す行爲に付ては之を能力者
と看做すこと

第十 事業主の報告義務

八十二、被保険者を使用する事業主は其の使用
する者の異動報酬其の他健康保険の施行に必
要なる事項を保険者に報告する義務を負ふこ
と

八十三、保険官廳は被保険者を使用する事業に
對し前項に掲ぐる事項に關する文書の揭示を
命ずることを得ること

第十一 事業に對する制裁

八十四、健康保険組合の設立を命ぜられたる事
業主正當の理由なくして主務大臣の指定する
期間内に組合を設立せざるときは保険料徴收
の手續きに準じ事業主より設立の遅延したる
期間其の負擔すべき保険料の二倍以内に相當
する金額を徴收すること

八十五、事業主正當の理由なくして保険者に對
し命令の定むる期間内に被保険者たる資格の
發生及喪失に關係ある事項の通知を爲さざる
ときは保険料徴收の手續に準じ事業主より通
知の遅延したる期間通知なかりし者に對し支
給したる給料の價格の二倍以内に相當する金
額を徴收すること

八十六、正當の理由なくして保険官廳に對し使
用者の異動報酬其の他健康保険の施行に必要
なる事項に關する文書の提示を拒みたる事業
主は罰金に處すること

第十二 審査及裁決

八十七、左に掲ぐる事項に關する保険官廳又は
健康保険組合の決定に對しては其の決定を爲
したる官廳又は組合に對し異議の申立を爲す
ことを許すこと 但し次項に依り其の決定を
爲したる官廳又は組合を監督する官廳に不服
の申立を爲すことを許す場合を除くこと
(一) 保険給付の全部又は一部の支給の拒否

(二) 傷病手當金分娩費又は出産手當金の減額
(三) 療養の給付に代へて支給する金錢給付の
額及葬祭を營みたる者に對して支給する葬
祭費用の額

八十八、左に掲ぐる事項に關する保険官廳又は
健康保険組合の處分又は決定に對しては其の
處分を爲したる官廳又は其の決定を爲したる
官廳若くは組合を監督する官廳に不服の申立
を爲すことを許すこと

(一) 被保険義務の有無
(二) 被保険者たる資格の發生又は消滅
(三) 保険事故が業務上の事由に因りたるもの
なりや否

(四) 第五十一項第五十五項第五十六項又は第
五十七項に依り保険給付の全部若くは一部
の拒否又は傷病手當金の減額

(五) 保険料負擔の割合の増加又は保険料の免
除
(六) 第七十三項第八十四項又は第八十五項に
依る徴收金

八十九、異議又は不服の申立ありたるときは其
の申立を受けたる保険官廳又は健康保険組合
は之に附屬する審査會の審査に依り裁決を爲
すこと

九十、前項の裁決に對しては其の裁決を爲した
る官廳又は組合を監督する官廳に不服の申立
を爲すことを許すこと

九十一、前項の不服の申立ありたるときは其の
申立を受けたる官廳は之に附屬する審査會の
審査に依り裁決を爲し此の裁決に對しては不
服の申立を許さないこと

九十二、異議又は不服の中立は保険官廳又は健康保険組合の處分又は決定の執行を停止せざること

九十三、審査會の組織其他之に關する事項は勅令を以て之を定むること

九十四、被保險者の所屬又は分娩に關する保險給付の分擔に付保險者間に争あるときは主務大臣之を決定し其の決定に對しては異議の申立を許さざること

尙ほ十二月二十一日の勞働保險調査會

第三回總會に提出された健康保險施行目論見書左の如し

健康保險

施行目論見書

被保險者概數

民業	官設	計
男 六七、七八	二、四五	六九、一三
女 八五、七二	一、三三	八七、〇五
合計 一、五七、四九	二、六八	一、五〇、八一

疾病、負傷、死亡、分娩率

疾病負傷に因る療養休業日數

△保險者一人に付

(一)工場に於ては年八日

(二)鑛山に於ては年に十五日

△死亡率

被保險者千に付年に十

△分娩率

社會保險

有夫女子百に付年に二十五

△有夫者割合女子百に付

工場に於ては二十五

鑛山に於ては七十

給付費用

被保險者數及危險率を根據として保險給付に要する費用を算定すれば次の如くである、(職工とあるは職員をも包含す)(單位千圓)

職工

男	女	計
傷病手当金 七八五	四〇三	一一八八
療養費 四六六	五〇六	九七二
葬祭料 一三三	一六七	三〇〇
分娩費 一	八六	八六
出産手当金 一	一七五	一七五
計 二八三	二七七	五六〇

鑛夫

傷病手当金 四六六	七五	五四一
療養費 三三三	二二六	五五九
葬祭料 六	二	八
分娩費 一	三五	三五
出産手当金 一	四〇	四〇
計 八六	二七九	三六五

備考 療養費は患者一人に付七十五錢、出産手当金は分娩の前後を通じて凡て最長期七十日間之を支給の計算とした

猶ほ上記費用に關する數字を一括すれば次の如くである(單位千圓)

社會保險

ば次の如くである(單位千圓)

保險費目	職工	鑛夫	計
傷病手当金	一一九六	五〇四	一七〇〇
療養費	九八三	四九〇	一四七三
葬祭料	三九	八	四七
分娩費	八六	三五	一二一
出産手当金	一七五	四〇	二一五
事務費	二七三	二三五	五〇八
積立金資源	二七三	二三五	五〇八
計	三〇六	一四七	四五三
國庫補助金	三九四	八八〇	一二八四
保險料年額	二七四	一五九	四三三
總計	三〇六	一四七	四五三

更に被保險者一人當りの費用を見るに次の如くである

保險費用年額	職工	鑛夫	平均
保險料年額	一八・三	三・六	二〇・八
保險料率	一・三	二・三	一・八
而して又一ヶ年支出金額を百としたる場合の各給付科目及經費の割合は次の如くである			
傷病手当金	三三	三三	三三
療養費	一	一	一
葬祭料	一	一	一
分娩費	三	三	三
出産手当金	七	四	六

事務費	100	100	100
合計	100	100	100

生命保険協會に會合を催し(一)簡易保險が對の意を表明しつゝある。

5 簡易 命保險事業概況

4 簡保引上問題

遞信省では簡易生命保險實施當時の大正五年に比ぶれば今日の物價騰貴其の他に、五割四分を占め千圓以上のものは一割に過ぎぬ従つて五百圓以内のものは寧ろ普通生活費向上著しきものあるに鑑み簡易生命保險の最高額を現在の二百圓より五百圓に引上げんとするの意嚮を有して居るが之を知らる民間生命保險業者は五月以來屢云ふ事を重なる理由として頻りに引上げ反げる。

(イ) 大正十年自十一月事業成績一覽表

月	新契約件數	復活件數	死亡件數	解約件數	失効件數	其の他の事		件數	末	現
						由による少件數	減			
一	四、五六	一、〇五	二、〇八	一、二四	三、三〇	三		一九八、五五	一九八、五五	一九八、五五
二	九、四五	一、六三	二、一八	一、二〇	三、六〇	二〇		二〇五、六五	一九九、〇五	一九八、五五
三	二七、九六	二、〇七	二、五〇	一、七三	三、〇一	二五		二二二、三三	二〇五、九〇	一九九、〇五
四	一四、六七	一、七四	二、二四	一、九二	一、一六	二五		二二五、三〇	二二五、三〇	一九九、〇五
五	八、九一	一、七六	二、三二	二、九三	二、九三	二五		二四三、九一	二二五、三〇	一九九、〇五
六	八、六〇	一、八〇	二、〇七	二、〇三	一、六五	二		二四三、九一	二四三、九一	一九九、〇五
七	八、三五	一、五九	二、三六	二、六三	二、八六	二		二五五、一九	二五五、一九	一九九、〇五
八	七、三〇	一、三九	二、四九	二、〇七	二、七〇	二		二五九、五〇	二五九、五〇	一九九、〇五
九	九、二〇	一、七九	二、四八	二、三五	三、九〇	三		二六五、六四	二六五、六四	一九九、〇五
十	九、二二	一、四〇	二、六六	二、五六	四、五五	三		二六三、四八	二六三、四八	一九九、〇五
十一	八、八四	一、八九	三、一六	二、八五	二、〇五	二七		二八三、三五	二八三、三五	一九九、〇五
十二	九、〇五	一、五一	三、一九	二、七九	二、八八	五		二九〇、二七	二九〇、二七	一九九、〇五

備考 十月より十二月迄は概算高なり

(口) 職業別統計表 (大正九年度末現在)

種別	件數	終身保險		養老保險		合計	件數	總計	
		件數	保險金額	件數	保險金額			件數	保險金額
農業	二七〇、三三六	九六、八八六・九	三、九六一、六八四・六	二、一九五	九一、四〇六・七	一、〇一九、九二七・四	四七五、五四六	一八八、二九三・六	三七、九八一、六二二・〇
商業	一七五、六七五	一、四八七・二	四四六、九〇七・九	八三九	六二一・三	一〇四、二八四・四	九、〇三〇	二、〇九三・五	五九四、一九二・三
工業	一七五、六七五	八六、四五九・九	二〇、四六四、二五三・六	四四九	九四、九七八・八	三五四、七九八・〇	三三〇、二二四	一八一、四三八・七	三五、八一九、〇五一・六
漁獵業	二〇、三三七	五〇・二	一三三、七三二・二	八三九	三〇九・五	五〇、五一六・八	二、二八六	八二、四	一八三、二三八・〇
雜業	二〇、三三七	四七、二〇八・〇	一一、九七五、五三三・一	一、三六〇	八八、六二八	八、八〇六、五八一・七	一九八、九六五	一〇〇、六四五・九	二〇、七八二、一〇四・八
官公吏及軍人	二、〇〇〇	六〇九・八	一八〇、八八六・三	一、三六〇	五四四・九	九三、七五〇・〇	三、三八〇	一、一五四・七	二七四、六三六・三
教員	一、六四九	七、七七一・八	二、〇四〇、七六〇・四	一、三六三	七、三三二・二	一、二七三、二七四・一	三三、四六七	一五、〇八七・〇	三、三一四、〇三四・五
學生	七三、六七五	一、一七六・〇	二八三、四七七・一	二、一三七	八〇七・三	一三四、七八二・四	七、〇七三	一、九八三・三	四一八、二五九・五
諸業者の被雇者及一般使役人	三九、一二五	一八、三三〇・〇	五、二二一、九六七・二	七、五二一	一七、七四七・三	三、〇七七、八九七・〇	一三六、一三四	七八、五六八・七	一五、六〇三、三一・八
無職業	九、四二八	三二六・八	一、〇七五、六〇八・三	七、五二一	二、五三二・三	四六二、八八八・三	二、三六四	八六五・一	二、三三、九九二・六
職業未詳	一七、五三六	八、二三五・九	二、二六二、二八二・六	六、二五	一三、六二〇・九	二、三三七、三六九・九	四〇、六三三	四、五九九、六三九・五	一、六二二、七七一・三
合計	二、九三三	一八七・二	二、九二七、三五七・五	四一	一四二・五	二九、〇〇二・〇	一、二〇四	二、四四五・九	一、二二三、三五・四
個人契約	一五五、三三九	六三、四二七・〇	一七、六三〇、〇二二・〇	二、一七三	六九、〇八一・〇	二、〇一九、三一・七	二七九、八六九	一三三、四九八・〇	二九、六四九、三三三・七
團體契約	一三三、七四三	一〇、六八四・九	三、四八一、一六四・一	三、三九	八、七九一・六	一、五七七、九八九・一	六〇、〇九九	一九、四七六・五	五、〇五九、一五三・二
個人契約	二七三、二七三	二六、七七八・六	三〇、三八六、六五七・二	二、三三	三三、〇四一・〇	一、七八八、四九五・一	四八七、二四〇	一三九、七五九・六	五、一五六、一五二・三
團體契約	七、五八七	二、七三五・六	八四二、一二七・五	三、二九	一、四三四・〇	二、六四、六九四・二	一〇、八八二	四、一六九・六	一、一〇六、八二・七
個人契約	五、三九三	二、六三四・四	六七五、四三三・八	五、五三三	三、七三三・〇	六〇三、四七一・四	一〇、九二六	六、三五七・四	一、二七八、九〇四・二
團體契約	六二七	二〇二・六	六〇、一六六・九	三九九	一四六・九	二七、二二八・八	一、〇三六	三四九・五	八七、二四五・七
個人契約	一、二六一	二、六六四・九	二五、二五一、三三五・六	四、八八二	一五、九〇八・〇	二、八四一、六二四・九	一一五、八七三	三七、五七〇・三	九、七三七、一三三・六
團體契約	七〇、九九一	二一、六六二・三	六、八九五、五二七・七	四、八八二	一、一五九、〇八〇・〇	二、八四一、六二四・九	一一五、八七三	三七、五七〇・三	九、七三七、一三三・六

社會保險

(ハ)大正十年度積立金貸付狀況

(大正十年十二月末現在)

事業種別	積立金	預金部資金	合計
住宅	二、一〇一、五〇〇	三三〇、〇〇〇	二、三三一、五〇〇
共同宿泊所	一七五、〇〇〇	—	一七五、〇〇〇
簡易食堂	三三、〇〇〇	—	三三、〇〇〇
公益市場	二五、〇〇〇	—	二五、〇〇〇
實費診療事業	二八三、〇〇〇	—	二八三、〇〇〇
産院	一八〇、〇〇〇	—	一八〇、〇〇〇
公設質屋	—	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
公益浴場	三三、〇〇〇	—	三三、〇〇〇
肺結核療養所	—	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
住宅組合等に對する道府縣への配當	—	九、六三〇、〇〇〇	九、六三〇、〇〇〇
小學校	一、四七〇、〇〇〇	—	一、四七〇、〇〇〇
合計	四、四八八、一〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一四、四八八、一〇〇

(ニ)簡易生命保險積立金貸付狀況總括

(自大正八年至大正十年)

(大正十年十二月末現在)

事業種別	積立金	預金部資金	合計
住宅	六、七〇〇、一〇〇	一九、八三三、四〇〇	二六、五三三、五〇〇
共同宿泊所	一七五、〇〇〇	—	一七五、〇〇〇
簡易食堂	三三、〇〇〇	—	三三、〇〇〇
公益市場	二五、〇〇〇	—	二五、〇〇〇
食糧及日用品廉價供給事業	—	—	—

實費診療事業	二八三、〇〇〇	—	二八三、〇〇〇
産院	一八〇、〇〇〇	—	一八〇、〇〇〇
公設職業紹介所	三三、七〇〇	—	三三、七〇〇
公設質屋	二九、三〇〇	—	二九、三〇〇
公設託兒所	七三、五〇〇	—	七三、五〇〇
公益浴場	三三、〇〇〇	—	三三、〇〇〇
肺結核療養所	—	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
住宅組合等に對する道府縣への配當	—	九、六三〇、〇〇〇	九、六三〇、〇〇〇
小學校	二、四七〇、〇〇〇	—	二、四七〇、〇〇〇
合計	二、七三三、八〇〇	三三、二九六、四〇〇	三、〇七〇、二〇〇

第二 職工貯蓄

1 工場貯蓄狀況一斑

(農商務省調査に據る)

工場法の施行と共に職工の貯蓄金は一時

(口) 適用工場 職工總數 貯蓄工場 職工總數

大正六年十月	一、三三八、五〇四	二四四、〇三〇
大正七年十二月	一、〇二九、五五四	二七〇、〇七三

百分比

大正六年十月	一八・三	六、五三、八九一、七七一	二六・八三〇
大正七年十二月	二六・六	五、二四一、二八六、三三三	一九・四〇六

貯蓄職工一人當り貯蓄金額

適用工場總數	貯蓄工場總數	百分比
大正六年十月	三、四四三	一、七四三
大正七年十二月	一五、〇二〇	一、九八二

大に減退したが其後監督官吏其他の熱心なる貯蓄奨励は事業の殷盛に伴ふ職工の收入増加と戦後の失業に對する警戒等と相俟て短日月の間に比較的顯著な成績を挙げ得た様である。

大正七年に於て工場法施行令第二十四條及第二十五條に依て職工の貯蓄管理をして居る工場の貯蓄金調査(京都府、兵庫、新潟、島、青森、山形、秋田、廣島の各縣を除ける一道府三十三縣)を大正六年の全國職工貯蓄金調査に對比すれば左の如くである。

工場法の施行と共に職工の貯蓄金は一時大正六年十月に於ては大正六年に比し貯蓄工場數及貯蓄職工數に於て著しき増加を示したが貯蓄金額は反つて減少した。之には種種の原因があるだらうが、大正七年は職工の移動劇甚なりし事及び概して物價の騰貴が收入の増加以上であつて爲めに貯蓄能力を減殺した許りでなく既に貯蓄した金額の拂戻の請求を餘儀せられたものが多かつた

事が其の主因だらうと思はれる。

次に大正七年に於ける管理方法別による数字(北海道、長崎、千葉、茨城、愛知、静岡、石川、福井、和歌山、徳島、愛媛、高知、大分、佐賀、熊本及宮崎の一)を示せば次の如し
道十五縣の計數)

工場	職工數	金	一人當り貯蓄金額
郵便貯金	二五、七七一	一三、三三、七五七	七、三二
銀行貯金	一五、三三四	三七、九二、六一一	一四、五三
工場貯金	三三、三三三	二、三三、三三三	二八、五七
信用貯金	二	一、二五、五〇〇	九、四二

(イ)每一億圓増加状態

貯金額	上段金額に達せし時期	之に要せし時日	當時預金一人當り貯金額
一億圓	明治四十一年六月	三十三ヶ年	一二・二五九
二億圓	大正三年七月十三日	六年一ヶ月	一五・四二五
三億圓	六年一月十二日	二年六ヶ月	二〇・一〇九
四億圓	六年十月九日	六年十月九日	九ヶ月
五億圓	七年八月四日	七年八月四日	十ヶ月
六億圓	八年六月二十一日	八年六月二十一日	十ヶ月
七億圓	九年一月十三日	九年一月十三日	七ヶ月
八億圓	九年七月九日	九年七月九日	六ヶ月
九億圓	十年十月十日	十年十月十日	一年三ヶ月
二億圓	六年十月九日	六年十月九日	九ヶ月
三億圓	七年八月四日	七年八月四日	十ヶ月
四億圓	八年六月二十一日	八年六月二十一日	十ヶ月
五億圓	九年一月十三日	九年一月十三日	七ヶ月
六億圓	九年七月九日	九年七月九日	六ヶ月
七億圓	十年十月十日	十年十月十日	一年三ヶ月

(ロ)最近五ヶ年間貯金靜態的及動態的概況

現在高金	人員	一人當り預金額	時期
一五、九八三、〇〇九	一、八三三、七四八	八、七二二	六年八月四日
三六、九三三、九三三	四、九八三、八〇七	七、四二二	七年八月四日
三三、一〇一	二、七〇五	十二、二五九	八年八月四日
四、四三八、〇四〇	六、〇八八、六五六	七、三二	九年八月四日
三、一〇一	二、七〇五	十二、二五九	十年八月四日

預入	口數	平均一口預金	時期
三、一〇一	二、七〇五	十二、二五九	六年七月中
四、四三八、〇四〇	六、〇八八、六五六	七、三二	七年七月中
三、一〇一	二、七〇五	十二、二五九	八年七月中
四、四三八、〇四〇	六、〇八八、六五六	七、三二	九年七月中
三、一〇一	二、七〇五	十二、二五九	十年七月中

2 郵便貯金

明治八年の創始にかゝる本邦郵便貯金は累年増加し明治四十一年六月には一億圓に達した。殊に同年十月煥發された戊申詔書は一般國民の勤儉治産思想を助長し當局者の熱心なる貯蓄奨励と相俟て尙一層の増加を示し大正元年九月には二億圓に達し爾來増減常でなかつたが大正三四年戰役開始後左に郵便貯金に關する統計を掲げる

貯金額	時期
四億圓	六年十月九日
五億圓	七年八月四日
六億圓	八年六月二十一日
七億圓	九年一月十三日
八億圓	九年七月九日
九億圓	十年十月十日

拂	口	數	1,000,617	口	1,170,377	口	1,369,203	
辰金	額	20,021,641	口	3,029,424	口	43,235,975	口	54,853,898
平均一口金額		18.926	口	26.977	口	31.577	口	35.884

(ハ)大正九年末人口一人當貯金額

内地各府縣現住人口一人當に平均すれば十四日五十錢餘である、又之を府縣別に觀察するに東京三十二圓九十錢を最高とし徳島一十六圓三十錢福井二十五圓四十錢之に亞き最低は沖繩六十錢である、而して平均以上は三府十一縣である。

(ニ)同年末人口對貯金額預人員

内地各府縣現住人口百人當貯金額預人員は平均三十九人である。更に之を府縣別に觀察するに滋賀七十九人を最高とし宮城六十三人奈良五十人京都五十六人鳥根五十四人東京五十三人之に亞き最低は沖繩八人である而して平均以上は三府十三縣である。

(ホ)同年末現在預人員及金額職業別

種別	人員	百分率	金額	百分率	一人當金額
農	8,390,133	55	275,701,833	33	33.860
商	2,492,336	10	125,334,355	15	50.248
工	1,141,519	5	46,401,903	6	40.649
雜業	801,441	3	46,655,934	5	58.225
諸業者被雇職工及一般の使役人	1,790,757	8	52,921,882	6	29.553
官吏軍人	1,783,633	8	76,630,881	9	43.964
學校生徒	4,368,687	18	58,510,433	7	13.393
漁獵業及船夫	397,153	2	19,644,609	2	49.339
無職	858,172	4	41,490,733	5	48.348
社寺其他團體	190,253	1	27,519,383	3	144.646
職業未詳	1,567,556	6	76,038,162	9	48.507
合計	23,761,640	100	846,750,087	100	35.605

(ヘ)郵便貯金及銀行貯蓄預金各現在高

年次	郵便貯金	銀行貯金
明治四十四年	2,687,047	8,071,087
大正元年	3,357,104	8,639,296

(二)金額

年次	郵便貯金	銀行貯金
明治四十四年	183,513,763	163,570,305
大正元年	197,293,759	166,432,464
二年	195,673,793	166,533,486
三年	196,896,638	165,641,818
四年	221,842,557	193,066,933
五年	298,565,512	253,677,733
六年	426,947,457	334,000,613
七年	563,628,378	433,055,191
八年	697,237,105	542,536,133
九年	847,003,707	644,631,568

(三)預入一人當預金額

年次	郵便貯金	銀行貯金
明治四十四年	15.703	20.266
大正元年	15.969	19.265

二年	一五・二〇〇	一八・二七四	二〇・〇二七	三三・九三七	八年	三二・七〇九	四二・〇四八
三年	一五・一七四	一七・〇九六	二四・五九六	二九・三七六	九年	三五・六二六	四二・二九四
四年	一六・二二七	一八・九九七	二九・一三三	三五・七三〇			

(ト)大正十年中郵便貯金月末現在高表

年 月 日	預 入		拂 戻		月 末 現 在	
	人 員	金 額	全 拂 人 員	金 額	人 員	金 額
大正十年十二月	二七六、七八五	七、六八八、七四八	一九四、八五三	七三、四九七、六〇八	三三、七三七、六三六	八二七、五五〇、七七〇
大正十年十一月	三三七、〇三三	九〇、八三八、八五三	一七七、八二四	六七、一四五、四八六	三三、八七六、八三四	八五一、二四四、一四五
同 十月	三三〇、一八八	五九、八二二、六八五	一九三、〇四四	六四、九三四、五〇一	三三、九九三、九七八	八四六、一三二、三三九
同 九月	三三五、九三六	六五、六三三、九一五	二三六、六八八	六三、三四、六七六	二四、〇九三、三三六	八四四、五四〇、五六八
同 八月	二八九、一〇二	六三、七〇九、九五五	二二四、九三九	六四、一一、六六一	二四、一六七、五九九	八四四、一三八、四七二
同 七月	三四一、八五三	六八、七八一、八〇二	三三五、七八一	六二、二七四、七四二	二四、二八三、六七〇	八五〇、六四五、五三三
同 六月	二九八、二四四	六九、四六〇、九一〇	一七〇、四四一	五四、九三三、六二二	二四、四二一、四四三	八六五、一九三、八三〇
同 五月	二四七、一三三	七〇、四五七、四三三	一六一、八〇八	五一、四九〇、〇五五	二四、四九六、七六七	八八四、一六〇、二〇八
同 四月	二六一、〇四六	六五、〇四六、一四四	一七五、五七五	六三、七九五、九〇三	二四、五八二、三三八	八五五、四二一、〇四九
同 三月	二五四、六五三	六一、八三〇、五七一	一六、五五四	五四、三三六、四七三	二四、六八〇、一九七	六九三、〇五一、一四八
同 二月	二七三、三六三	八〇、五〇一、八二二	一六九、五五五	六二、二二、七九七	二四、七八三、一〇四	九二、三九四、一七三
同 一月	二七六、一九二	六八、二四七、九六〇	二二〇、四六三	六九、三三三、二七三	二四、八四八、八三三	九一、三三九、八六〇
同 十二月	三三五、二五八	六五、七五五、五六六	一八五、七三二	七六、一五二、七六二	二四、九七八、三〇九	九〇、九三三、六八四

3 労働賃銀と郵便貯金

諸備職工の郵便貯金は従来甚だ不振であつた。茲に最近二十ヶ年に涉り一年分の労働賃金と其の一人當りの郵便貯金との關係を調査するに賃金は大正三四年を除く外逐年増加して居るが貯金高は數年に亘り減少し其の増加率も賃金の増加に伴はず遙かに下位にある。換言すれば賃金の多寡は必ずしも職工の貯金の増減に影響するものではなく其の最も著しきは大正七八年で賃金は未曾有の昂騰であるが貯金は其の割に振はな

い。又賃金の何程が貯金に預入られたかを見るに大正五年の一分九厘が最高で明治四十一年大正元年は僅かに一厘大正七八年は

二厘に過ぎない。其の預金高の一人當りは大正八年の二十六圓餘を最高とするに過ぎないから尙此の方面は大に奨励の要あるものと思はれる。

年 次	現在貯金	同 上	前年比	貯金増
	賃金年收	指數	較増減	對年
明治三十三年	一三・九	一〇〇	△一・元	△〇・四
	三〇・六	一〇〇	〇・七	

三十四年	三三・二七	二九・八〇	九五	△〇・五二	△〇・〇四
三十五年	一〇・六八	三三・九〇	八三	△一・四〇	△〇・二一
三十六年	八・五四	三五・八六	六七	△二・五一	△〇・六六
三十七年	八・九三	三六・二〇	七〇	〇・〇三	〇・〇三
三十八年	一〇・六三	三九・七六	八四	一・五九	〇・〇三
三十九年	一〇・九七	四〇・九〇	八六	〇・三三	〇・〇三
四十年	一一・九七	四一・八一	九四	〇・八四	〇・〇六
四十一年	一二・二四	四二・六四	九五	〇・二四	〇・〇二
四十二年	一二・四三	四三・二二	九八	△〇・六三	△〇・〇四
四十三年	一三・五〇	四三・五五	一〇六	一・五三	〇・〇二
四十四年	一四・六三	四四・六三	一〇四	〇・七七	〇・〇六
大正元年	一四・八二	四四・八一	一〇六	〇・二二	〇・〇二
二年	一四・三二	四四・九六	一〇二	△〇・三五	△〇・〇三
三年	一五・一六	四八・五四	一〇六	〇・三六	〇・〇四
四年	一六・五五	四九・〇六	一〇九	〇・八四	〇・〇七
五年	二〇・四四	五〇・九〇	一七〇	一・九〇	〇・一九

4 米價と郵便貯金

逓信省の調査に依れば最近二十ヶ年間に於ける個人の郵便貯金額と正米相場とを對比するに大體に於て一人當り預金額は米一石の價格を中心を増減して常に之に近づかんとする傾向を有するものの如く最近十ヶ年の雙方平均相場を示せば左の如くである

六年	二四・七七	一九・四	一・七五	〇・八
七年	二五・二四	一九・七	〇・一八	〇・〇三
八年	二六・三三	二〇・五	〇・三六	〇・〇三

5 各府縣に於ける職工貯蓄調

大阪府下職工貯蓄 (大正九年十二月末現在)

業別	種別	貯蓄工場數	貯蓄職工數	貯蓄金額
染織工場	郵便貯金	九三	二三、一七七	七三、九六九・七
	銀行貯金	三〇	一、七三三	三七、七八〇・一
機械器具工場	郵便貯金	三〇	二七、九三二	八〇、一六七・三
	銀行貯金	三三	四三、八三一	一五、一八四・六
化學工場	郵便貯金	一三	一、六七三	三九、一三三・〇
	銀行貯金	三	一、五三七	二六、六三三・九
飲食物工場	郵便貯金	三	一四、一七七	八七八、八七・七
	銀行貯金	三	一七、三七七	九四四、六八・三
雑工場	郵便貯金	二六	一、九三六	五九、五三九・七
	銀行貯金	二	四、四一九	一〇、一〇〇・八
特別工場	郵便貯金	二	一、九三六	五九、五三九・七
	銀行貯金	二	一、〇三三	二九、九六六・〇
合計	郵便貯金	七四	一〇五、八七五	三、一三六・七
	銀行貯金	二	一、〇三三	二九、九六六・〇

兵庫縣下職工貯蓄

(大正九年度末現在)

社會保險

業別	種別	貯蓄職工數		貯蓄金額	
		數	額	數	額
染織	郵便貯金	四、三三二	七九、五三三・三三	一〇、七九〇・三三	一、〇四三、〇六二・〇八
	銀行貯金	五二五	一〇、七九〇・三三	一、〇四三、〇六二・〇八	一、二二三、三八五・六四
工場	工場貯金	一八、九〇二	一、〇四三、〇六二・〇八	一、二二三、三八五・六四	三三、七九
合計		三三、七九	一、〇四三、〇六二・〇八	一、二二三、三八五・六四	六、八八六・六一
機械器具	郵便貯金	一六六	六、八八六・六一	八九、六三八・三〇	一、二九一、五三三・一三
	銀行貯金	四八九	八九、六三八・三〇	一、二九一、五三三・一三	一、二八八、〇八八・〇四
工場	工場貯金	一三、四八二	一、二九一、五三三・一三	一、二八八、〇八八・〇四	四、一三七
合計		一四、一三七	一、二九一、五三三・一三	一、二八八、〇八八・〇四	八、九
化學	郵便貯金	八九九	四〇、九一九・〇七	四〇、九一九・〇七	四、〇九三・九〇
	銀行貯金	八九	四〇、九一九・〇七	四〇、九一九・〇七	四、〇九三・九〇
工場	工場貯金	四、一四二	四〇、九一九・〇七	四、〇九三・九〇	四、一四二
合計		五、二九	四〇、九一九・〇七	四、〇九三・九〇	五、二九
飲食物工場	郵便貯金	三九	五、一三三・二一	一、八八〇・八八	一、八八〇・八八
	銀行貯金	三九	五、一三三・二一	一、八八〇・八八	一、八八〇・八八
工場	工場貯金	六三八	一、八八〇・八八	一、八八〇・八八	三、七五・〇六
合計		七〇六	一、八八〇・八八	一、八八〇・八八	三、七五・〇六
雜工	郵便貯金	六六	一、七九一・四三	一、七九一・四三	一、七九一・四三
	銀行貯金	二二	一、七九一・四三	一、七九一・四三	一、七九一・四三
工場	工場貯金	一四二	一、七九一・四三	一、七九一・四三	二、二五九・〇三
合計		二二二	一、七九一・四三	一、七九一・四三	二、二五九・〇三
特別	郵便貯金	三四一	三、四五・四三	三、四五・四三	三、四五・四三
	銀行貯金	七	三、四五・四三	三、四五・四三	三、四五・四三
工場	工場貯金	七	三、四五・四三	三、四五・四三	三、四五・四三
合計		三四八	三、四五・四三	三、四五・四三	三、四五・四三
合計		五、五七一	四、六五九、六九・七二	四、六五九、六九・七二	五、五七一

愛知縣下職工貯蓄
(大正九年十二月末現在)

業別	種別	貯蓄職工數		貯蓄金額	
		數	額	數	額
染織	郵便貯金	五二	一、五二五	一、五二五	二九、〇五九
	銀行貯金	二〇二	一、五二五	一、五二五	三、八二、五三〇
工場	工場貯金	二二六	一、五二五	一、五二五	一、二六八、四三三
合計		三七八	一、五二五	一、五二五	四、〇一四、〇二二
機械器具	郵便貯金	一七	六、八	六、八	一四、八三〇
	銀行貯金	一八	六、八	六、八	三、五、〇四六
工場	工場貯金	一四	六、八	六、八	一七、二〇二
合計		四九	六、八	六、八	六、七、〇七八
化學	郵便貯金	三三	一、二五一	一、二五一	二八、〇三四
	銀行貯金	三三	一、二五一	一、二五一	三〇、八九一
工場	工場貯金	七	一、二五一	一、二五一	四、一五八
合計		七三	一、二五一	一、二五一	一〇〇、五〇一
飲食物工場	郵便貯金	八	七、〇〇六	七、〇〇六	七、〇〇六
	銀行貯金	六	七、〇〇六	七、〇〇六	六、四七三
工場	工場貯金	三	七、〇〇六	七、〇〇六	一〇、三九七
合計		一七	七、〇〇六	七、〇〇六	二二、八七五
雜工	郵便貯金	二二	九、八八七	九、八八七	二、三、三六四
	銀行貯金	三三	九、八八七	九、八八七	二、三、三六四
工場	工場貯金	五	九、八八七	九、八八七	一、一、四六九
合計		六〇	九、八八七	九、八八七	四、四、七三〇
合計		五三四	一、八八六、一五三	一、八八六、一五三	五、五七一

福岡縣下職工貯蓄
(大正九年六月末現在)

業別	種別	貯蓄職工數	貯蓄金額
化學工場		三	六、六一
飲食物工場		九	四、五三
雜工場		四	六、三七
特別工場		六	二、五七〇
合計		二六	一九、四八二
警察別	調查工者數		
白岩		四	二九五
小諸		二	一四八
輕井澤		七	一、〇〇七
本牧		二	二二四
上田		八	二、二七四
上丸		三	三、七七一
岡谷		七	七、八七六
富士見		二	二五、〇九四
伊那		二	三三九
高遠		二	一、四四九
赤穂		二	一、五七
伊那		二	一、六七二
飯田		二	二、五〇七
富田		二	三、四三六
富田		二	二、五
和島		一	一〇
松本		五	四四五
松本		一	二、一三三
鹽尻		六	六九六
豊科		六	四九九
合計		六六	一、八七、八二一

長野縣下職工貯蓄
自大正九年三月至大正九年十一月

